

設計等業務委託料算定基準

令和7年度改定版

(令和7年4月1日以降に入札公告等を行う業務に適用)

秋田県建設部営繕課

第1 基本事項

この算定基準は、営繕工事の設計及び工事監理業務委託基準に基づき建築工事の設計、工事監理及び耐震診断に関する業務（以下「設計業務等」という。）を委託する場合の設計業務等委託料の算定に用いるものとする。

この場合において、直接人件費及び諸経費等には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まれない。

なお、この基準によりがたい場合は別の方法により算定することができるものとする。

第2 算定の根拠

建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第25条の規定に基づく告示（令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号）に基づいて策定された、官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領（平成21年4月 国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準じて算定基準を作成した。

第3 設計業務等委託料（以下「設計料」という。）の算定

1 設計料の算定

設計料は次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{設計料} &= \text{直接人件費} + \text{諸経費} + \text{技術料等経費} + \text{特別経費} + \text{消費税等相当額} \\ &= \text{業務価格} + \text{消費税等相当額} \end{aligned}$$

(1) 直接人件費

当該業務に従事する技術員の人件費でその算定は、次式による。

$$\text{直接人件費} = \text{業務人} \cdot \text{時間数} / 8 \text{時間} \times \text{直接人件費単価}$$

(2) 諸 経 費

業務運営に要する直接人件費以外の一切の経費でその算定は、次式による。

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times \text{諸経费率}$$

諸経费率は、1.1を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が、第3.2(4)又は第3.2(7)による場合の諸経费率は、1.0を標準とする。いずれの場合も、実情に応じて調整することができる。

(3) 技術料等経費

当該業務において発揮される技術力・創造力等の対価として支払われる費用でその算定は、次式による。

$$\text{技術料等経費} = (\text{直接人件費} + \text{諸経費}) \times \text{技術料等経费率}$$

技術料等経费率は、0.15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が、第3.2(4)又は第3.2(7)による場合の技術料等経費は、0.2を標準とする。なお、いずれの場合も、簡易な建築物又は特殊な建築物等でこれによりがたい場合は、実情に応じて別途定めることができる。

(4) 特別経費

特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査等に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \text{業務価格 (課税対象分)} \times \text{消費税率}$$

※ 消費税等率は、消費税法並びに地方税法に基づく率を合算した率とする。

2 業務人・時間数の算定方法

(1) 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\text{業務人・時間数} = \text{一般業務に係る業務人・時間数}$$

$$+ \text{追加業務に係る業務人・時間数}$$

(2) 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）

この算定方法は、建築物の新設工事の設計業務を委託する場合に用いる。

ア 一般業務に係る業務人・時間数

一般業務に係る業務人・時間数は、別表1による建築物の類型に応じて次式により、別表2に掲げる係数を用いて算定する。

- 別表1による建築物の類型が第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000 m²未満又は30,000 m²を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000 m²未満又は30,000 m²を超える場合）又は第七号から第十二号の場合

$$A = a \times S^b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (m²)

- 別表1による建築物の類型が第四号第2類（床面積の合計が20,000 m²以上30,000 m²以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000 m²以上30,000 m²以下の場合）の場合

$$A = a \times S + b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (m²)

イ 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数

別表3による業務内容の項目毎に、委託業務の範囲外となる業務がある場合は、その割合（以下「対象外業務率」という。）を業務細分率に基づき、0から1.0の範囲内で設定し、次式により業務人・時間数を算定することができる。

$$(\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

ウ 難易度係数による補正

建築物が別表5の（い）建築物の欄に該当する場合は、（ろ）設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、

各表において、(い) 建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。

エ 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、別表1に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表9に掲げる係数（以下「複合化係数」という。）を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

オ 追加業務に係る業務人・時間数

追加業務に係る業務人・時間数は、業務内容の実情に応じて算定する。なお、

次の業務については、それぞれに掲げるところにより算定することができる。

追加業務内容	算定方法
① 積算業務 ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集 ・見積検討資料の作成	(実施設計に係る業務人・時間数) × 0.25 ※ 県標準単価の活用等により、積算の一部を対象外業務として係数を低減することができる ※ 上記式の実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表3による実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2(2)ウに定める難易度係数による補正は行わない
② 計画通知又は建築確認申請に関する手続き業務	・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合 32人・時間 ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合 24人・時間 ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合 16人・時間

(3) 設計業務に関する算定方法2（図面目録に基づく算定方法）

この算定方法は、建築物の改修工事の実施設計業務を委託する場合に用いる。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

ア 一般業務に係る業務人・時間数

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

一般業務に係る業務人・時間数 = Σ (図面1枚毎の業務人・時間数)

イ 一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数

図面1枚（大きさは、841mm×594mm（A1版）とする。）毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については①、設備改修工事分については②に掲

げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚毎の換算図面枚数については、ウにより算定する。

- ① 建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数
(業務人・時間数) = 13.567 × (図面1枚毎の換算図面枚数)

- ② 設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数
(業務人・時間数) = 10.233 × (図面1枚毎の換算図面枚数)

ウ 図面1枚毎の換算図面枚数の算定

- ① イに掲げる式における「図面1枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。
(図面1枚毎の換算図面枚数) = 1 × (複雑度)

× (CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度)

- ② ①に掲げる式における「複雑度」に係る係数は、別表6により設定することができるものとする。なお、「複雑度」に係る係数は、実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議、書式の有無等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであることを踏まえた上で、別表6によりがたい場合は、実情に応じて設定することができるものとする。

- ③ ①に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」に係る係数は、発注者が既存図面のCADデータ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、0から1の範囲で、実情に応じて図面1枚毎に設定することができるものとする。

エ 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

(積算業務に係る業務人・時間数) = (実施設計に係る業務人・時間数) × 0.21

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、2.(3)ウにより「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1.0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

また、県標準単価の活用等により、積算の一部を対象外業務として係数を低減することができる

(4) 耐震改修設計に関する業務（以下「耐震改修設計業務」という。）に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)

この算定方法は、床面積の合計が別表7に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、業務人・時間数を算定する場合に用いる。

なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。

ア 別表7に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。また、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。

イ 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2.(3)エに準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、2.(4)アの方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、2.(3)エの算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。

(5) 設計意図伝達業務に関する算定方法

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に用いる。

ア 一般業務に係る業務人・時間数

設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。

イ 2.(5)アによるほか、2.(2)の算定方法を用いる場合は、別表3に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定する。

ウ 追加業務に係る業務人・時間数

ア及びイによるほか、業務内容の実情に応じて算定する。

(6) 工事監理業務に関する算定方法

この算定方法は、工事監理業務を委託する場合に用いる。

ア 新着工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数

① 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

(一般業務に係る業務人・時間数)

= (一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)

× (1 - (対象外業務率))

ここで、一般業務を全て委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、別表1による建築物の類型に応じて次式により、別表2に掲げる係数を用いて算定する。

- ・別表1による建築物の類型が第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000m²未満又は30,000m²を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000m²未満又は30,000m²を超える場合）又は第七号から第十二号の場合

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計（m²）

- ・別表1による建築物の類型が第四号第2類（床面積の合計が20,000m²以上30,000m²以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000m²以上30,000m²以下の場合）の場合

$$A = a \times S + b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計（m²）

また、別表4による業務内容の項目毎に、委託業務の範囲外となる業務がある場合は、その割合（対象外業務率）を業務細分率に基づき、0から1.0の範囲内で設定できるものとし、業務人・時間数の算定は2.(2)イに準じる。

② 難易度係数による補正

建築物が別表5の（い）建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合は、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。

③ 追加業務に係る業務人・時間数の算定

追加業務に係る業務人・時間数は、業務内容の実情に応じて算定する。なお、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、次式により算定することができる。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.02$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、2.(6)ア②に定める難易度係数による補正是行わない。

④ 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、別表1に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表9に掲げる複合化係数を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の单一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

イ 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数

改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

なお、完成図の確認等を追加業務とする場合は、実情に応じて算定する。

(7) 耐震診断業務に関する算定方法

この算定方法は、床面積の合計が別表8に掲げる建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に用いる。

ア 一般業務に係る業務人・時間数

別表8に掲げる算定式により算定する。

なお、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。

イ 追加業務に係る業務人・時間数

業務内容の実情に応じて算定する。

(8) 解体工事の設計業務に関する算定方法

解体工事に係る実施設計及び設計意図伝達業務については、2(2)を参考に算定できるものとする。

3 直接人件費単価

通常の設計では、入札公告日等現在の秋田県二部〈建設部・農林水産部〉実施単価表による計画調査用設計単価の技師（C）相当単価とする。

なお、特殊な事情がある場合には、実情に応じた直接人件費単価を設定できるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和元年5月1日以降に入札公告等を行う業務から適用する。
- 2 この基準の実施について必要な運用・細目は、営繕課長が定める。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日以降に入札公告等を行う業務から適用する。
- 2 この基準の実施について必要な運用・細目は、営繕課長が定める。

附 則

- 1 この基準は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う業務から適用する。
- 2 この基準の実施について必要な運用・細目は、営繕課長が定める。

別表1 建築物の類型

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
第一号 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
第三号 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
第六号 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	—
第七号 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
第九号 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
第十号 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
第十一号 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
第十二号 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等

別表2 標準業務人・時間数の算定に係る係数

建築物の類型	建築物の用途等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数						
			設計			工事監理			
			総合	構造	設備	総合	構造	設備	
第一号	第1類	$100m^2 \leq S \leq 100,000m^2$	係数a	27.3837	5.0069	5.2655	4.2470	0.4091	0.5424
			係数b	0.4606	0.5846	0.5323	0.5751	0.7406	0.6827
	第2類	$3,200m^2 \leq S \leq 100,000m^2$	係数a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138
			係数b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第1類	$100m^2 \leq S \leq 75,000m^2$	係数a	28.1322	5.2388	3.5512	8.9383	3.3898	2.4378
			係数b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934
	第2類	$100m^2 \leq S \leq 75,000m^2$	係数a	40.7832	7.7623	5.9625	11.5599	3.3898	3.1226
			係数b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934
第三号	第1類	$340m^2 \leq S \leq 10,000m^2$	係数a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
	第2類	$3,500m^2 \leq S \leq 49,000m^2$	係数a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第1類	$100m^2 \leq S \leq 50,000m^2$	係数a	2.6180	2.1405	0.2144	4.7279	1.0242	0.4045
			係数b	0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
	第2類	$300m^2 \leq S < 20,000m^2$	係数a	4.2525	2.7775	0.3436	6.9500	1.4312	0.4045
			係数b	0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
		$20,000m^2 \leq S \leq 30,000m^2$	係数a	0.8535	0.1100	0.1095	0.2342	0.0293	0.0521
			係数b	9705.8	3339.0	10446.0	1956.4	710.9	1283.4
		$30,000m^2 < S \leq 100,000m^2$	係数a	4.7045	3.6050	0.5510	6.3506	1.5737	0.5524
			係数b	0.8656	0.7293	0.9820	0.7037	0.6710	0.8291
第五号	第1類	$100m^2 \leq S \leq 23,000m^2$	係数a	5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数b	0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
	第2類	$1,500m^2 \leq S \leq 80,000m^2$	係数a	16.474	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数b	0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第1類	$100m^2 \leq S < 20,000m^2$	係数a	5.8423	1.8168	0.5905	4.1241	0.2574	0.2860
			係数b	0.7571	0.7867	0.8970	0.7033	0.8788	0.8949
		$20,000m^2 \leq S \leq 30,000m^2$	係数a	0.7472	0.2100	0.2283	0.1250	0.0383	0.0802
		$30,000m^2 < S \leq 100,000m^2$	係数a	3.5691	1.6013	0.5041	4.3181	0.3271	0.3053
			係数b	0.8271	0.8059	0.9187	0.6956	0.8424	0.8858
第七号	第1類	$100m^2 \leq S \leq 15,000m^2$	係数a	9.8576	3.2695	4.4473	22.6387	1.6641	1.3704
			係数b	0.7620	0.7379	0.7317	0.5313	0.6591	0.7789
第八号	第1類	$200m^2 \leq S \leq 50,000m^2$	係数a	11.7127	3.0002	6.6791	4.1616	1.9885	1.3362
			係数b	0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
	第2類	$750m^2 \leq S \leq 50,000m^2$	係数a	12.3779	4.4667	7.7544	4.1616	2.7429	1.5771
			係数b	0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
第九号	第1類	$200m^2 \leq S \leq 15,000m^2$	係数a	12.0133	4.4768	0.3689	3.3837	0.9558	0.1801
			係数b	0.7109	0.6654	0.9792	0.7671	0.7050	0.9784
	第2類	$4,400m^2 \leq S \leq 46,000m^2$	係数a	1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538
			係数b	1.0536	0.8371	0.9712	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第1類	$150m^2 \leq S \leq 15,000m^2$	係数a	28.4598	3.8566	1.0152	5.1224	0.4701	0.8479
			係数b	0.6397	0.6888	0.9052	0.6980	0.7184	0.7288
	第2類	$4,200m^2 \leq S \leq 100,000m^2$	係数a	10.703	12.060	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241
			係数b	0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121
第十一号	第1類	$100m^2 \leq S \leq 15,000m^2$	係数a	5.3732	1.2819	0.3618	4.6516	0.9945	0.3214
			係数b	0.8067	0.8334	1.0061	0.7088	0.6591	0.8860
第十二号	第1類	$150m^2 \leq S \leq 10,000m^2$	係数a	4.8697	2.8735	1.0305	6.2133	1.5683	0.6125
			係数b	0.9197	0.8052	0.9969	0.7647	0.7292	0.9294
	第2類	$300m^2 \leq S \leq 30,000m^2$	係数a	5.8402	3.1301	1.0585	6.2133	1.5683	0.6125
			係数b	0.9197	0.8052	0.9969	0.7647	0.7292	0.9294

別表3 設計業務に関する業務細分率

	業務内容の項目	業務分野	第1類			第2類		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
基本設計に関する業務細分率	1 設計条件等の整理	(1) 条件整理	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
		(2) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(1) 法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
		(2) 計画通知等手続きに係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	3 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	4 基本設計方針の策定	(1) 総合検討	0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06
		(2) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
実施設計に関する業務細分率	5 基本設計図書の作成		0.09	0.08	0.05	0.09	0.07	0.06
	6 概算工事費の検討		0.03	0.02	0.03	0.03	0.01	0.03
	7 基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
	1 要求の確認	(1) 建築主の要求等の確認	0.03	0.04	0.04	0.02	0.04	0.04
		(2) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(1) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(2) 計画通知等手続きに係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	3 実施設計方針の策定	(1) 総合検討	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06
		(2) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(3) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	4 実施設計図書の作成	(1) 実施設計図書の作成	0.28	0.30	0.29	0.28	0.32	0.29
		(2) 建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
	5 概算工事費の検討		0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04
	6 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
設計意図の伝達に関する業務細分率	1 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.09
	2 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06

別表4 工事監理業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野		総合	構造	設備
工事監理に関する業務細分率	1 工事監理方針の説明等	(1) 工事監理方針の説明	0.01	0.01	0.02
		(2) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	2 設計図書の内容の把握等	(1) 設計図書の内容の把握	0.06	0.08	0.06
		(2) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	3 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(1) 施工図等の検討及び報告	0.18	0.19	0.19
		(2) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.06	0.09
	4 工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.20	0.13
	5 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05
	6 工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	1 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	0.01	0.01
	2 工程表の検討及び報告		0.06	0.02	0.06
	3 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.11	0.09	0.09
	4 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(1) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.04	0.04
		(2) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05	0.04	0.04
		(3) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	5 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02	0.02	0.02
	6 関係機関の検査の立会い等		0.03	0.03	0.03
	7 工事費支払いの審査	(1) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01
		(2) 最終支払い請求の審査			

別表5 難易度係数

(い)建築物	難易度係数	
	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
【総合】		
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	-	1.30
木造の建築物	1.08	1.13
【構造】		
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.13	1.25
特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)又は免振建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.22	1.23
木造の建築物	1.02	1.16
【設備】		
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.09	1.35
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.21	1.08

別表6 改修工事の設計に係る図面1枚ごとの複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数
建築	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0
	C	複雑	1.4
図面の複雑度			複雑度に係る係数
設備	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0
	C	複雑	1.4

別表7 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち設計意図伝達業務を除いた業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A:業務人・時間数 S:床面積の合計(m ²)	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数	
	構造	
500 m ² ≤S≤7,500 m ²	係数a	3.4765
A=a×S ^b	係数b	0.6011

別表8 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数
A:業務人・時間数 S:床面積の合計(m ²)		
500 m ² ≤S≤7,500 m ²		係数a 21.052
A=a×S ^b	係数b	0.4179

別表9 複合化係数

複合化係数	総合	構造	設備
設計	1. 06	0. 91	1. 07
工事監理等	1. 05	0. 89	0. 92